

(表紙含む6枚)  
作成年月日：令和4年2月1日

## 令和4年度不知火中継所(動力)で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	企画主任	エネ管	施設管理	電気係長	電気係

陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊管理科

# 仕 様 書

1 件 名 令和4年度不知火中継所(動力)で使用する電気

## 2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊不知火中継所  
熊本県宇城市不知火町大字長崎字山ノ口3670-14
- (2) 業種(用途) 官公署(国家事務)

## 3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無
  - ア 供給電気方式 交流3相3線式
  - イ 供給電圧(標準電圧) 210ボルト
  - ウ 計量電圧(標準電圧) 210ボルト
  - エ 標準周波数 60ヘルツ
  - オ 受電方式 1回線受電
  - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
  - キ 受電設備の総容量 なし
  - ク コンデンサの総容量 なし
  
- (2) 契約電力および電力使用量
  - ア 契約電力 18キロワット(低圧動力)
  
  - イ 予定使用電力量 15, 183キロワット時(別紙第1のとおり)
  
- (3) 契約期間  
令和4年4月1日0:00~令和5年3月31日24:00

- (4) 電力量等の検針  
自動検針用伝送端末の有無 無  
電力会社の検針方法 目視検針
- (5) 需給地点  
需給場所における陸上自衛隊不知火中継所構内引込柱に設置した  
引込盤内の主配線用遮断器の電源側接続点
- (6) 計量地点  
陸上自衛隊不知火中継所引込盤内の主配線用遮断器の電源側
- (7) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電株式会社が所有する装置とする。
- (8) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。

#### 4 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、供給者の定める条件(託送)による。
- (3) 燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (5) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (6) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (7) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (8) 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円としその端数は小数点以下を切り捨てる。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第2に掲げる条件を満たすこと。
- (10) その他、この仕様書に定めのない事項については部隊側と電気事業者で協議の上、決定するものとする。

令和4年度不知火中継所(動力)電力使用予定表  
(令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間)

	夏季電力量 (KWH)	その他電力量 (KWH)	使用電力量 (KWH)	備 考
4月分		1,345	1,345	
5月分		1,131	1,131	
6月分		1,235	1,235	
7月分	1,503		1,503	
8月分	1,220		1,220	
9月分	1,543		1,543	
10月分		1,271	1,271	
11月分		1,197	1,197	
12月分		1,127	1,127	
1月分		1,344	1,344	
2月分		1,126	1,126	
3月分		1,141	1,141	
合 計	4,266	10,917	15,183	

- ・夏 季…毎年7月1日から9月30日までの期間
- ・そ の 他 季…4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②前年度の未利用エネルギー活用状況、③前年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①前年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②前年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③前年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を部隊側が指定する名義に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡すること。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。